

締約国に関する情報 KR	大韓民国  一般情報	附属書 B 1 KR
国内官庁の名称	Korean Intellectual Property Office (韓国知的所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	Government Complex-Daejeon, 189 Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon 35208, Republic of Korea	
電話番号	(82-42) 481 51 94 (受理官庁)	
ファクシミリ装置	(82-42) 481 52 54 (国際調査機関, 国際予備審査機関)	
電子メール	(82-42) 472 34 73 (受理官庁)	
インターネット	(82-42) 481 85 78 (国際調査機関, 国際予備審査機関)	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	kipopct@korea.kr (受理官庁)	
	isa.kipo@korea.kr (国際調査機関, 国際予備審査機関)	
	www.kipo.go.kr	
送付することができる書類の種類	ファクシミリ装置	
書類の原本提出義務	すべての書類。ただし、PCT第22条及び第39条に基づく翻訳文を除く。	
	請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する <sup>1</sup>	
出願人に国内出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある <sup>2</sup>	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
大韓民国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により韓国知的所有権庁 又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
国内法令 <sup>3</sup> はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： 居住者による出願 <sup>4</sup>	
大韓民国が指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	韓国知的所有権庁(国内段階参照)	

[次頁に続く]

1 附属書D及びEも参照。

2 出願をDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。  
www.patent.go.kr

3 特許法第41条。

4 国防上の利益に関係する可能性がある出願に適用される。

K R	大韓民国 (続き)	K R
大韓民国を選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束される)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関する韓国の規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	出願人が国際出願の韓国語による翻訳文を提出し、かつ、国内手数料を支払った後に、当該翻訳文は公衆の閲覧に供される。出願人は、当該出願の公開後に、かつ、当該出願の請求の範囲に記載されている発明の内容を記載した書面の形式において出願人が警告をすることにより、警告後であって特許権の登録前に当該発明を業として実施した者に対し、当該発明が特許された発明である場合に当該発明の実施に対し通常受けるであろう金銭の額に相当する額の補償の支払を請求することができる。	
大韓民国が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
大韓民国が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
優先権を主張している先の国内出願に関する特別の規定があるか？また、その規定による効果は何か？	大韓民国特許法第56条は、大韓民国の指定を含む国際出願であって、大韓民国で有効な特許又は実用新案の付与を求める先の国内出願の優先権を主張しているものについて、当該先の国内出願は出願日から15か月経過後に取り下げられたものとみなされる旨規定しているが、当該先の出願が次のいずれかに該当する場合には例外となる。(i) 先の出願が、放棄、無効又は取下げ処分となっている場合。(ii) 特許若しくは実用新案登録の付与又は拒絶に関する決定又は審決が最終的に確定している場合。(iii) 関係する先の出願に基づく優先権主張が取り下げられている場合。先の国内出願の優先権を主張している国際出願の出願人がこの効果を回避するよう希望するのであれば、PCT規則4.9(b)の規定に従い、出願人は大韓民国の自動的指定を除外するか、又は先の国内特許出願に関して、国際出願の後であって優先日から15か月の経過前に、大韓民国の指定を取り下げるよう検討することができる。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり (附属書L参照)	